

令和2年5月18日

保護者の皆さまへ

広英保育園

緊急事態宣言における休業要請の改定を踏まえて

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に多大なご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、5月16日付で緊急事態宣言下における休業要請の改定が発出されました、国・兵庫県の動向、ならびに姫路市の要請を受け、次のことについて、取り急ぎお知らせいたします。

今後の対応方針について

今後、国の緊急事態宣言を受けて実施される兵庫県の緊急事態措置の改定状況ならびに、姫路市の要請を踏まえて、おおむね、次のとおり対応する予定です。

- 【1】本市における休業要請が継続している場合
特別保育を継続
- 【2】本市における休業要請が一部解除された場合
受け入れ対象とする業種等を拡大した上で**特別保育を継続**
- 【3】本市における休業要請が解除された場合
業種等を問わない自粛要請に切り替え
- 【4】本市における保育所・認定こども園、放課後児童クラブの利用自粛要請が解除された場合
通常保育に復帰

※ 具体的な判断に際しては、市立学校・幼稚園の休業継続状況も参考とします。

※ 【1】・【2】から【3】・【4】へ移行する際には、一定の移行期間を設けることを予定しています。

兵庫県の休業要請対象の一部緩和について

5月16日以降、休業要請対象から以下の施設が除外されます。

(対象から除外される施設)

劇場等、集会・展示施設、大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分)、商業施設、遊興施設、運動施設、遊戯施設

詳しくは、兵庫県の下記ホームページでご確認ください。

「兵庫県内への事業者の皆様への新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等のお願い」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronakyugyouyosei0413.html>

これらの施設にお勤めの方で、勤務の再開等により家庭保育が困難になる場合は、「真にやむを得ない事情がある場合」として、特別保育を受け付けます。

園まで直接お申出ください。